

各訪問リハビリテーション事業所の管理者様

山形県健康福祉部健康長寿推進課長

指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所における医師の配置状況について

このことについて、指定訪問リハビリテーション事業所において、サービスを実施するにあたりリハビリテーション計画の作成に際して事業所の医師の診療が必要であることから、介護保険制度の改正により、平成30年4月1日から専任の常勤医師の配置が必要となります。

つきましては、貴事業所における医師の配置状況に関する届出書を下記のとおり定めましたので、下記のとおり提出するようお願いします。

## 記

### 1 提出するもの

- ・指定（介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師に関する届出書（別紙様式1））
- ・医師の免許証の写し（人数分）
- ・従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式2）

※別紙様式1及び参考様式2については、下記の県ホームページに掲載しています。

組織で探す》健康福祉部》健康長寿推進課（健康づくりプロジェクト推進室）》事業指導担当》  
老人福祉施設・介護保険施設・介護サービス事業者の皆さまへ》施設種別ごと法令・規則通知

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kenkofukushi/090002/publicfolder200611141893003956/ho-ureikisokutuuti.html>

### 2 提出期限

平成30年4月20日（金）

### 3 提出対象事業所

平成30年4月1日現在で山形県から指定を受けている（介護予防）訪問リハビリテーション事業所

※介護報酬の請求を現在行っていない事業所についても、提出対象となります。

#### 4 提出先・問い合わせ先

事業所が所在する各総合支庁介護保険担当課へ提出（郵送可）してください。

\* 村山地区：村山総合支庁 地域健康福祉課

〒990-0031 山形市十日町 1-6-6（村山保健所庁舎 2階）TEL 023-627-1148

\* 最上地区：最上総合支庁 地域健康福祉課

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 TEL 0233-29-1277

\* 置賜地区：置賜総合支庁 地域健康福祉課

〒992-0012 米沢市金池 7-1-50 TEL 0238-26-6029,6031

\* 庄内地区：庄内総合支庁 地域健康福祉課

〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 TEL 0235-66-5460,5146

#### 5 関係条例等（抜粋）

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
第5章 訪問リハビリテーション 第2節 人員に関する基準 第46条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う <u>事業所</u> （以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、 <u>規則で定めるところにより、次に掲げる従業者を置かなければならない。</u> (1) <u>医師</u> (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	第5章 訪問リハビリテーション (従業者) 第55条の2 条例第46条第1項各号に掲げる指定訪問リハビリテーションの提供に当たる従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たる医師が1以上確保されるために必要と認められる数</u> (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上 2 <u>前項第1号の医師は、常勤でなければならない。</u>

担当：健康長寿推進課 介護事業担当 奥田  
TEL 023-630-3359  
※提出内容に関する具体的な問合せは、上記  
4の各総合支庁へお願いします。